

発議第1号

町民の福祉向上に向けた取り組みに関する決議について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和4年3月7日提出

東伊豆町議会議長 稲葉 義仁 様

提出者 文教厚生常任委員会

委員長

栗原京子

賛成者 文教厚生常任委員会

副委員長

橋本新雄

笠井政明

定居利子

村木脩

町民の福祉向上に向けた取り組みに関する決議

国においては、令和2年4月に高齢者の保健事業と介護予防の一体的改正法を施行、令和6年度には全国の市町村で事業実施を義務とする等、保健事業と介護予防の一体的な実施に関する取り組みを進めてきた。

一方、複雑化・複合化する地域住民が抱える課題に、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制ではそのニーズに対応することが困難になってきている現状があり、これに対応するために社会福祉法の改正により「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを目的に、重層的支援体制整備事業を創設した。

本事業においては、属性や分野を超えた柔軟な取り組み、言い換えれば課題を抱える相談者やその世帯への包括的な支援を推進することが求められており、一方で地域包括支援センターは介護・医療・保健・福祉等の側面から高齢者を支える総合相談窓口であるため、近年求められる役割は増大しており、先にあげた重層的支援整備事業との親和性も非常に高い。

少子高齢化が進展する当町においても、この重層的支援体制整備事業のような考え方を取り入れていくことは、「地域住民が不安を感じることなく元気に暮らしていく」ためには必須であり、今後の町政において重要な課題のひとつとしてあげられるものとする。

組織体制の変更や整備については、財政的な問題や全庁的な視野も必要となるため、一朝一夕に対応ができるといったものでないことは十分に承知しているが、町民の福祉向上のためには避けては通れない課題であるとする。

そこで、下記事項の実行を求める。

記

- 1 新型コロナウイルスワクチン接種会場確保のため、一時的に拠点が分かれている地域包括支援センター係(役場本所)と健康増進係(保健福祉センター)については、業務の効率化を図り、職員の負担を軽減するためにも、同一拠点で一体的な業務運営が行えるよう、早急に調整を図ること。

- 2 地域包括支援センター係に所属する専門的職員の能力を最大限に活用し、業務の調整・連携を円滑にするため、事務作業等を補助する職員の増員を早急に検討すること。
- 3 専門的職員が管理職となった場合、そのスキルを十分に活かさない状況が発生することも推測されるため、専門的職員の人事制度についてもあわせて検討すること。
- 4 介護予防事業においては、今後低栄養のフレイルの方が多数顕在化してくると予想される。フレイル予防についてはその性質上、通所型及び訪問型の対応が必要となるため、本事業に携わる健康増進係の管理栄養士の増員等、専門的職員も含めた健康増進系の体制強化及び配食サービスの対象拡大等についても検討すること。
- 5 重層的支援体制整備事業の事業実施に向け、地域包括支援センター係及び関連する各部署の業務内容及び関係諸団体との連携体制を洗い出し、地域住民の相談を一括して受けられるよう組織体制の再編・再構築についての取り組みを推進すること。

以上、決議する。

令和4年3月7日

東伊豆町議会